

# 資 料 編

---

## 資料1 府中市子ども・子育て審議会委員名簿

(会長○、副会長○)

(選出区分別の50音順、敬称略)

選出区分	氏名	団体名等
子どもの保護者 (公募市民)	加藤 美波	
	佐賀 有希	
子どもの保護者	若杉 晴香	府中市立小中学校PTA連合会 務務幹事
事業主代表	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員
労働者代表	長崎 益治	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 書記長)
子ども・子育て 支援関係団体	井村 良英	認定NPO法人 育て上げネット 若年支援事業部担当部長
	上條 さと子	NPO法人 ACT府中たすけあいワーカーズ ぽ♥ぽ 理事長
	木下 義明	府中市私立保育園園長会 副会長 (分倍保育園 園長)
	佐久間 修	府中市立小学校長会 (府中市立矢崎小学校 校長) ※ 平成26年3月に退任
	坂田 悅郎	府中市立小学校長会 (府中市立矢崎小学校 校長) ※ 平成26年5月に委嘱
	清水 文衛	NPO法人 府中ワイエスエス 副理事長
	田中 公	東京都認証保育所府中市連絡会 会長 (田中保育所 代表)
	中田 徳彦	府中市青少年委員会 指導部長 (府中天神町幼稚園 園長)
	○平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 会長 (府中白糸台幼稚園 園長)
	藤原 源郎	府中市自治会連合会 福祉対策部長

選出区分	氏名	団体名等
子ども・子育て支援関係団体	見ル野 一 太	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課長 ※ 平成26年3月に退任
	中山 圭 三	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動推進課長補佐 ※ 平成26年4月に委嘱
	横山 年 子	府中市民生委員児童委員協議会 代表会長
	吉田 紀 子	府中市ファミリー・サポート・センター アドバイザー兼提供会員
	鷺尾 仁	府中市立中学校長会 (府中市立府中第十中学校 校長)
学識経験者	◎鈴木 真理子	埼玉県立大学 社会福祉学科 教授
公募市民	室 悅 子	

## 資料2 府中市子ども・子育て審議会開催経過

### 【平成25年度】

回	年月日	主な内容
第1回	平成25年7月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長及び副会長の選出</li><li>・諮詢</li><li>・会議の公開等について</li><li>・新たな子ども・子育て支援制度の概要について</li><li>・府中市の子ども・子育て支援に関する取組の動向について</li><li>・計画策定までの審議会のスケジュールについて</li></ul>
第2回	平成25年9月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>・府中市の子ども・子育て支援に関する現状と課題について</li><li>・教育・保育提供区域の設定について</li><li>・子ども・子育て支援に関する市民意向調査について</li></ul>
第3回	平成25年11月5日	<ul style="list-style-type: none"><li>・次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援法に基づく事業計画の関係について</li><li>・子ども・子育て支援新制度について（勉強会）</li></ul>
第4回	平成25年12月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・子育て支援に関する新たな計画策定に向けて</li><li>・保育所運営に係る費用と在宅育児手当について（勉強会）</li></ul>
第5回	平成26年2月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・子育て支援に関する市民意向調査結果速報値について</li></ul>
第6回	平成26年3月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計について</li><li>・今後の確保方策の検討に向けて（新制度において市が目指す方向性等について/保育所と幼稚園の現状について）</li></ul>

## 【平成26年度】

回	年月日	主な内容
第1回	平成26年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度に関する府中市の取組等について</li> <li>・子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成26年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども・子育て支援計画（仮称）骨子（案）について</li> <li>・教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について</li> </ul>
第3回	平成26年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について</li> <li>・学童クラブ（放課後児童クラブ）の改正事項について</li> <li>・平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について</li> </ul>
第4回	平成26年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について</li> <li>・学童クラブ（放課後児童クラブ）の改正事項について</li> <li>・保育の必要性の認定について</li> <li>・教育・保育給付に係る利用者負担について</li> </ul>
第5回	平成26年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について</li> </ul>
第6回	平成26年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について（教育・保育の確保方策について/計画全体について）</li> </ul>
第7回	平成27年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント手続の実施結果について</li> <li>・答申書（案）について</li> </ul>

## 資料3 府中市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月24日  
条例第25号

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

### (組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000円
--------------	------------

## 資料4 市民意向調査の概要

### <就学前児童調査>

調査対象	市内に居住する就学前児童（0～5歳）の保護者 3,000人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数（率）	配布数：3,000 有効回収数（率）：1,917（63.9%）
調査項目	A 日頃の子育て B 保護者の就労状況 C 定期的な教育・保育事業の利用状況 D 定期的な教育・保育事業の利用希望 E 地域の子育て支援事業の利用状況や利用希望 F 子どもの病気の際の対応 G 一時的に子どもを預かる事業の利用状況や利用希望 H 小学校就学後の子どもの放課後の過ごし方 I 子育てと仕事の両立 J 地域との関わり K 子育て支援に関する情報 L 児童虐待防止 M 市の子育て環境や子育て支援施策全般

### <小学生調査>

調査対象	市内に居住する小学生（6～11歳）の保護者 2,000人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数（率）	配布数：2,000 有効回収数（率）：1,358（67.9%）
調査項目	A 日頃の子育て B 保護者の就労状況 C 子どもの日々の過ごし方 D 子どもの放課後の過ごし方 E 子どもの病気の際の対応 F 一時的に子どもを預かる事業の利用状況や利用希望 G 子育てと仕事の両立 H 地域との関わり I 子育て支援に関する情報 J 児童虐待防止 K 安全なまちづくり L 市の子育て環境や子育て支援施策全般

## &lt;中学生・高校生世代調査&gt;

調査対象	市内に居住する中学生（12～14歳） 1,000人 市内に居住する高校生世代（15～17歳） 500人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数（率）	配布数：1,500 有効回収数（率）：821（54.7%）
調査項目	A 日頃の生活 B 携帯電話やインターネットの利用状況 C 日頃関心のあることや感じていること D 悩み E 地域生活 F いじめ G 自分にとって大切なこと H 市に実施してほしいこと

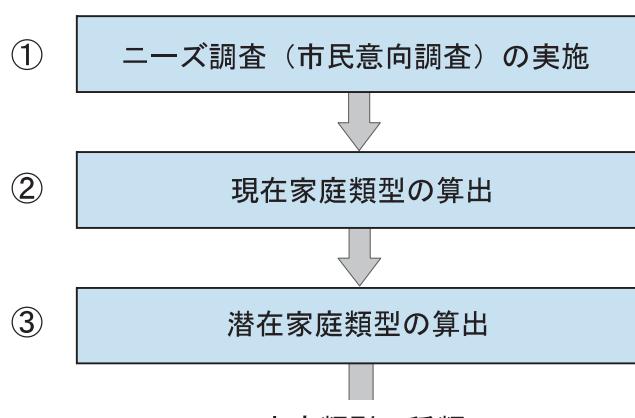
## &lt;ひとり親家庭調査&gt;

調査対象	ひとり親世帯 500人 平成25年10月1日現在の住民基本台帳より層化無作為抽出
調査方法	郵送配布
調査時期	平成25年10月25日～11月14日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：279（55.8%）
調査項目	A 仕事 B 薙らし向き C 日頃の子育て D 日頃の子どもの過ごし方 E 生活や子育ての心配ごと F 地域との関わり G 子育て支援に関する情報 H 児童虐待防止 I ひとり親への支援制度 J 市の子育て環境や子育て支援施策全般

## 資料5 ニーズ量の推計手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量については、市民意向調査のうち、就学前児童調査及び小学生調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って推計しました。

### 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計手順

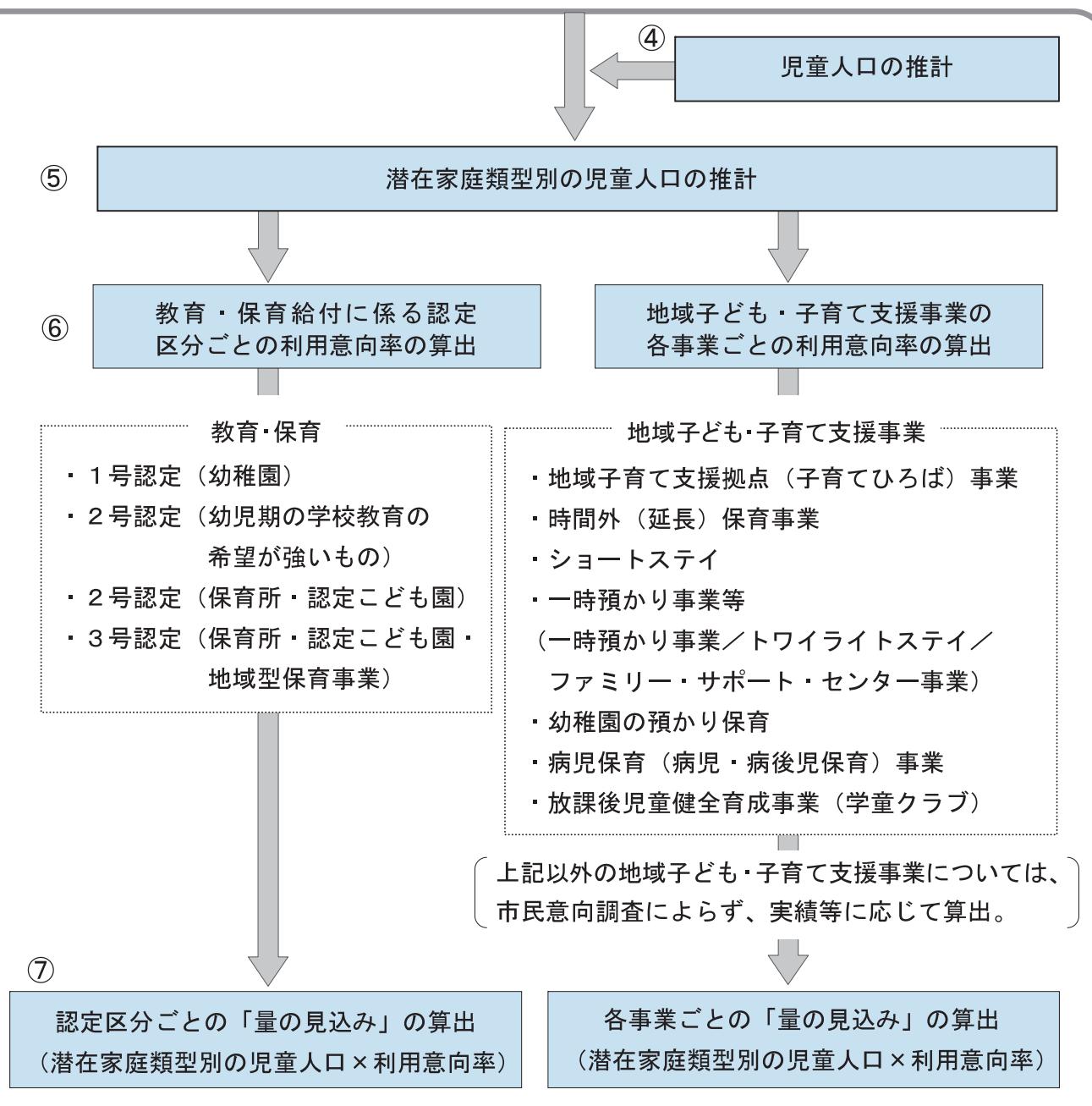


家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム [就労時間：月120時間以上+48時間～120時間未満の一部] *
C'	フルタイム×パートタイム [就労時間：月48時間未満+48時間～120時間未満の一部]
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム [就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間未満の一部]
E'	パートタイム×パートタイム [就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間未満の一部]
F	無業×無業

\* [ ] 内は、パートタイムの就労時間。

父母の有無や保護者の就労形態等により、タイプAからタイプFの8種類に分類し、「現在の家庭類型」と、母親の今後の就労予定・希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を算出。



## 資料6 用語集

※ 文末に（\*）のある用語は、108ページに記載の文献を参考にしたものです。

### ア行

#### ● アウトリーチ（本文掲載48ページ）

英語で手を伸ばすことを意味する。公的機関、公共的施設などが行う地域への出張サービスをいう。

#### ● 預かり保育（本文掲載37・55・71ページ）

保護者の希望に応じて、4時間標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜日、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行うもの。従来から地域の実情に応じて、個々の幼稚園の判断で実施されてきたが、平成12年から施行された幼稚園教育要領に初めて位置付けられた。（文部科学省ホームページより）

#### ● 育児支援家庭訪問事業（本文掲載79ページ）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている（→養育支援訪問事業）。

#### ● 一時預かり事業

（本文掲載6～9・14・19・37・65・68～70ページ、「一時預かり」を含む）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子ども（乳幼児）を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの場所において一時的に預かる事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

#### ● NPO（Non Profit Organization）（本文掲載83ページ）

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

#### ● 延長保育事業（本文掲載8・14・19・65・66ページ、「延長保育」を含む）

認定こども園、保育所等において、通常の保育時間を超えて入所児を保育する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている（→時間外保育事業）。

## 力行

### ● 学童クラブ（本文掲載8・40・80～82ページ）

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている（→放課後児童健全育成事業）。

### ● 家庭的保育事業（本文掲載7・9・28・29・37・54・56～58ページ）

家庭的保育者の居宅等で少人数の3歳未満児を保育する事業で、児童福祉法の改正により平成22年から法定化された。新制度においては、地域型保育給付の対象となる新たな市町村の認可事業として位置付けられており、定員は5人以下とされている。

### ● 基幹保育所（本文掲載48ページ）

「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、市内の6つの各エリアに1か所ずつ選定した市立保育所のことで、市が設置運営する15か所の市立保育所が持つ人材等の資源を6か所の基幹保育所に重点的に集約し、地域における子育て支援拠点施設として必要となる機能の強化を行うもの。

### ● 教育・保育給付（本文掲載7～9・52・53ページ）

新制度で創設された「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

### ● 居宅訪問型保育事業（本文掲載7・9ページ）

新制度において、地域型保育給付の対象となる新たな市町村の認可事業として位置付けられており、3歳未満児を対象に、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保育を必要とする子どもの居宅で1対1による保育を提供する事業。

### ● 合計特殊出生率（本文掲載2・3・24・25ページ）

各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合なので、合計特殊出生率は女性が一生涯に持つであろう平均的な子どもの数であるともいわれる。（＊）

## ● **公定価格**（本文掲載52ページ）

新制度において、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準。認定の区分、保育の必要量、施設の所在する地域等を勘案して内閣総理大臣が定めることとされており、子ども一人当たりの単価を基本として示される。

## ● **子育て短期支援事業**（本文掲載8・19・67・68ページ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業がある。新制度では、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている（→ショートステイ、トワイライトステイ）。

## ● **子ども家庭支援センター**

（本文掲載32・33・46～49・51・70・79・80ページ）

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。府中市には「たっち」、「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

## ● **子ども・子育て支援法**（本文掲載5・11・21・22ページ）

平成24年8月に成立・公布された新法で、全世代型の社会保障実現を目指して子ども・子育てに財源を追加充当するための新たな仕組みに関する法律。子どものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定められている。

## ● **子どもの貧困率**（本文掲載77ページ）

厚生労働省が国民生活基礎調査を基に、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出している相対的な指標で、17歳以下の子どものうち、貧困世帯にいる割合。

## ● **子ども・若者育成支援推進法**（本文掲載83ページ）

教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることなどを目的とする法律で、平成21年7月成立。総合的な施策推進のために、国に子ども・若者育成支援推進本部を設置するとともに、都道府県及び市町村に「子ども・若者計画」策定の努力義務を課している。（＊）

## ● 今後の保育行政のあり方に関する基本方針

(本文掲載21・48・53・54ページ)

府中市の保育・子育てサービスの更なる充実を目指し、今後の保育行政の取組の方向性を示すため、府中市保育検討協議会の報告等を踏まえて平成26年1月に策定した基本方針。基礎的エリア区分による子育て支援の充実や、市立保育所の重点集約化、民間活力の積極的な活用等について記載している。

### サ行

## ● 事業所内保育事業 (本文掲載7・9・56~58ページ)

新制度において、地域型保育給付の対象となる新たな市町村の認可事業に位置付けられる事業で、3歳未満児が対象。従来の事業所内保育施設は、職場の労働力確保と福利厚生の一環として、企業の建物等の一部を利用し、主に病院や女性労働者を多く雇用している企業において設置されているが、新制度における事業所内保育事業の認可を受けるには、従業員の子どもに加えて、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供することが要件となる。

## ● 時間外保育事業 (本文掲載8・66ページ)

→延長保育事業

## ● 次世代育成支援対策推進法 (本文掲載3・10・11ページ)

平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年度から施行されている。「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」(厚生労働省)法律である。(\*) 平成26年4月、さらに10年間の延長が決定した。

## ● 児童館 (本文掲載40・41・81ページ)

児童福祉法に定められた児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童館指導員が配置されている。府中市では、各文化センター内に設置されている。

## ● **児童虐待**（本文掲載15・19・32・33・46・73・78ページ）

親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいう。（＊）

## ● **児童福祉法**（本文掲載11・28ページ）

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。（＊）

## ● **ショートステイ**（本文掲載67ページ）

子育て短期支援事業の一つで、保護者が出産、疾病などの理由で、子どもの養育が一時的に困難な場合に、施設において子どもを泊まりがけで預かる事業（→子育て短期支援事業）。

## ● **小規模保育事業**（本文掲載6・7・9・56～58ページ、「小規模保育」を含む）

3歳未満児を対象として定員6人以上19人以下の少人数で行う保育事業で、新制度において、地域型保育給付の対象となる新たな市町村の認可事業として位置付けられる。なお、待機児童解消対策として、新制度施行前に先行して国が制度化した。

## ● **障害者相談支援事業所**（本文掲載80ページ）

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う事業所。府中市では、地域生活支援センター「あけぼの」、地域生活支援センター「プラザ」及び障害者地域生活・就労支援事業「み～な」で実施している。

## ● **新生児訪問**（本文掲載73・75ページ）

母子保健法第11条に定められた事業で、主に新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日以内（里帰りの場合は60日以内）に保健師や助産師が訪問する事業。府中市では乳児家庭全戸訪問事業と一体的に実施している。

## ● 青少年健全育成強調事業（本文掲載83ページ）

全国強調月間に合わせて、青少年対策地区委員会が連携して、酒、たばこ、薬物及び性に関する正しい知識の周知やインターネットに潜在する危険から子どもを守るためにフィルタリングの推奨など、青少年の健全育成に対する理解を深める活動を実施する事業。

## ● 青少年健全育成市民活動（本文掲載83ページ）

青少年対策地区委員会、PTA連合会、小中学校校長会及び警察署との連携の下、地域パトロールの実施や子ども緊急避難の家の普及など地域における青少年健全育成の充実を図る活動。

## ● 青少年対策地区委員会（本文掲載83ページ）

府中市の市立中学校の学校区（11地区）を単位として、地域の学校、PTA、児童委員、保護司、青少年委員、体育指導委員、婦人団体、青少年団体、地域代表などで構成されたボランティア団体であり、地域の子どもたちの健全育成のために活動をしている。

### タ行

## ● 待機児童（本文掲載4~6・16・17・19・29・30・54・55ページ）

認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているにもかかわらず、認可保育所等に入所できない児童のこと。

## ● 体調不良児対応型病児保育（本文掲載72ページ）

児童が保育中に体調不良となった際に、保護者がすぐに迎えに来られない場合等において、安心かつ安全な体制を確保することで保育所における緊急な対応を図る事業。

## ● 地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業

（本文掲載6~9・19・49・68ページ、「地域子育て支援拠点」を含む）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## ● **特定教育・保育施設**（本文掲載7・53・56～64ページ）

幼稚園、保育所及び認定こども園のうち、新制度における給付の対象施設として市町村の「確認」を受けた施設。

## ● **特定地域型保育事業**（本文掲載7・56～64ページ）

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業のうち、新制度における給付の対象事業としての市町村の「確認」を受けた事業。

## ● **特定保育事業**（本文掲載37・65・68ページ、「特定保育」を含む）

保護者の多様な就労形態への対応として、1か月当たりおおむね64時間以上保育を継続的に必要とする児童（入所児以外の児童）を保育する事業。

## ● **トワイライトステイ**（本文掲載65・68・69ページ）

子育て短期支援事業の一つで、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合等に、子どもを施設において預かる事業（→子育て短期支援事業）。

### ナ行

## ● **ニート**（本文掲載83ページ）

NEET (Not in Education, Employment or Training)。直訳すると「就学、就労、職業訓練のいずれもしていない人」。日本においては、「若年無業者」を「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない 15～34 歳の個人」と定義し、「ニート」とは、若年無業者のうち「非求職型及び非希望型」、つまり「就職したいが就職活動していない」又は「就職したくない」者という意味で用いられるのが一般的である。

## ● **乳児家庭全戸訪問事業**（本文掲載8・19・75ページ）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業で、府中市では新生児訪問と一体的に実施している。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## ● **認可保育所**（本文掲載28・29・37・54・65・66・68～70ページ）

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県が認可した保育施設。保護者の就労や病気などの理由により保育を必要とする小学校就学前の子どもの保育を行う。

## ● 認証保育所（本文掲載28・29・37・54～58ページ）

多様化する保育ニーズに応えるため、東京都が平成13年度から導入した制度で、認可外保育施設に東京都独自の基準（認証基準）を設け、基準を満たす保育所を認証保育所として東京都と区市町村が運営費を補助するもの。利用者と保育所との直接契約により入所決定がなされ、保育料も各保育所が独自に設定する（上限あり）。（＊）新制度においては教育・保育給付の対象施設とはならず、認可外保育施設の位置付けとなる。

## ● 認定こども園（本文掲載6～9・16・17・37・52・54～58・66・68ページ）

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されている施設。保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること及び地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業である。幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4種類があり、新制度では幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化され、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを有する単一の施設となる。種類に応じて都道府県、指定都市又は中核市が認可（認定）の権限を持つ。

## ● 妊婦健康診査（本文掲載8・19・73・74ページ）

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

### ハ行

## ● パブリックコメント手続（本文掲載22ページ）

行政が基本的な政策等を策定するに当たり、その素案を広く公表し、市民等の意見を求める手続のことをいう。

## ● ひきこもり（本文掲載83ページ）

さまざまな要因によって、社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをいう。（東京都ひきこもりサポートネットリーフレットより）

## ● **被虐待児童**（本文掲載15・78ページ）

親又は親に代わる保護者により、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為を受けた児童。

## ● **病児保育(病児・病後児保育)事業**（本文掲載8・19・65・72ページ）

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## ● **ファミリー・サポート・センター事業**

（本文掲載8・19・37・40・68・69ページ、「ファミリー・サポート・センター」を含む）

子どもの預かり等の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

## ● **府中市青少年健全育成基本方針**（本文掲載83ページ）

「第6次府中市総合計画」に基づき、青少年健全育成の諸施策を実現するための目標を定めた指針であり、「心のかよう温かな家庭づくりの推進」、「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」、「豊かな創造性と情操の育成」、「相談支援体制の充実」及び「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」の5つの重点目標からなっている。

## ● **保育室**（本文掲載28・29・56～58ページ）

府中市保育室事業実施要綱に基づき、市が保育室利用契約を締結した認可外保育施設。3歳未満児を対象とした小規模で家庭的な保育を行う。

## ● **放課後子ども教室**（本文掲載40・81・82ページ）

子どもたちの健やかな成長のため、地域住民等と協力・連携を図りながら、放課後に小学校施設を利用して、大人が子どもたちを見守りながら「遊びの場・学びの場」を提供する事業。府中市内の市立小学校全校で実施している。

## ● **放課後児童健全育成事業**（本文掲載8・19・82ページ）

→学童クラブ

## ● 保健センター（本文掲載74・75・80ページ）

成人保健や母子保健に係る健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行うことを目的として市町村が設置する施設。

## ● 母子及び父子並びに寡婦福祉法（本文掲載11ページ）

母子家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、その福祉を図ることを目的とする法律。児童がその置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることや、母子家庭等の親及び寡婦の健康で文化的な生活を保障することを基本理念とし、母子家庭等の自立促進を図るために福祉資金の貸付や就業支援、日常生活支援事業等について定められている。平成26年4月の改正で、父子福祉資金制度の創設など父子家庭への支援が拡充され、法律の名称が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に変更となり、同年10月施行された。

### ヤ行

## ● 養育支援訪問事業（本文掲載8・19・79ページ）

→育児支援家庭訪問事業

## ● 要支援児童（本文掲載13ページ）

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。（児童福祉法より）

## ● 要保護児童（本文掲載8・13・19ページ）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。（児童福祉法より）

## ● 要保護児童対策地域協議会（本文掲載78ページ）

平成16年の児童福祉法改正により法定化された、地方公共団体における児童家庭相談体制強化を図るために協議会である。虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークで、平成20年の改正児童福祉法により、協議会の支援の対象として特定妊婦（出産後の養育について出産前の支援が特に必要と認められる妊婦）や要支援児童及びその保護者も含まれることとなった。（＊）

**ラ行****● 利用者支援事業（本文掲載6~9・19・46・47ページ）**

子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

（＊）参考文献 「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

## **府中市子ども・子育て支援計画**

発 行：平成27年3月

編集・発行：府中市子ども家庭部子育て支援課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電 話 042-364-4111（代表） 042-335-4192（直通）

FAX 042-334-0810

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>



